

令和7年4月10日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加納 康至  
(公印省略)

「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

本通知は、令和6年1月の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行を受け、「認知症施策等総合支援事業」の実施要綱が一部改正され、令和7年4月1日より適用されたことをお知らせするものです。

主な改正内容としては、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、適時・適切な医療・介護等の提供、若年性認知症の人への支援、地域での見守り体制等を整備し、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが求められていることを踏まえ、若年性認知症の人を地域で支援するためのモデル的な取組やピアサポーターの人材育成等のモデル的な取組等が新たに追加されております。

貴会におかれましても、本件をご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- 「認知症施策等総合支援事業の実施について」の一部改正について  
(令7.3.31老発0331第21号厚生労働省老健局長通知)

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田・松岡)  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737